

一 内閣政策局官制

一 大正二年勅令第二百六十二號任用分限

又官等、初敘階級、規定、適用セラル

文官ニ關スル件中改正、件

一 奏任、内閣政策局參事官、特別任用

ニ關スル件

右謹、上奏ニ恭ニシク

聖裁ヲ仰キ、件セテ、樞密院、議ニ付セリ

レニコトヲ請フ

チビツ子の夢かなう

「ミシ」ワーマン」に新兵器

は、後述の二八、
電(一七八)秋
三(関根)二六
長崎をい。中で
り」の撮影を終

○「ミシ」ワーマン」(日曜 ガイド・メンバー)に明十二日放
後7・00)で、地球侵略者と戦。送か、新兵器「ジャンボ・フレ

私がつくった番組

目録のテレビ番組の素材と
わじ、ついでに三波春夫は、自
分のヒットナンバーを得意に、
その生活と意見を披露した

他の山脈は

フ(ウフリー)ターク・ボカー
ド(カウリエ)ら。
「NHK後3・00〜4・30」
劇映画」監督・吉村公三郎。

「フジ深夜」

「フジ深夜」33
「夜の名画座」監督シエール
「80日」ブドレンス(テレ
ニ「サンドリー」

勅令第 號

総合計畫局官制 内閣政策局官制

第一條

総合計畫局
内閣政策局

内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一 綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ企畫ニ關スル事項

二 綜合國力ノ擴充運用ニ關スル各廳事務ノ調整統一ニ關スル

事項

三 綜合國力ノ擴充運用ニ關スル各廳事務ノ綜合的考査ニ關ス

ル事項

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ内閣政策局ハ關係各廳ニ

對シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二條

総合計畫局
内閣政策局

ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

勅任

部長

三人

勅任

参事官

専任十五人

奏任 内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

書記官

専任一人

奏任

理事官

専任三人

奏任

技師

専任三人

奏任

屬
技手

専任三十五人

判任

第三條

前條ノ職員ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ参事官ヲ命ズルコトヲ得

第四條

綜合計畫局
内閣政務局ニ三部ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第五條

綜合計畫局
内閣政務局ニ參與十五人以内及副參與若干人ヲ置キ同務ニ參與セシム

參與及副參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中

ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

參與ハ勅任官ノ待遇トス

參與及副參與ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル祕密ヲ嚴守スベシ

第六條

長官ハ同務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

第七條

部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第八條

参事官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査及立案並ニ行政考査ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 書記官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

行政查察規程中左ノ通改正ス

第七條 削除

勅令第 號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通改正ス

第二條中「情報局情報官」ノ次ニ「綜合計畫局參事官奏任ノ内閣政務局參事官」ヲ

加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

曩ニ樞密院ニ御諮詢ヲ仰ギタル内閣政策局官制、大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件及奏任ノ内閣政策局參事官ノ特別任用ニ關スル件中別紙ノ通修正致度

(別紙)

内閣政策局官制中左ノ通修正ス

題名ヲ「綜合計畫局官制」ニ改メ第

一條、第二條、第四條及第五條中

「内閣政策局」ヲ「綜合計畫局」

ニ改ム

大正二年勅令第二百六十二號任用分限

又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セ

サル支官ニ關スル件中改正ノ件及奏任

ノ内閣政策局參事官ノ特別任用ニ

關スル件中「内閣政策局参事官」
ヲ「綜合計畫局参事官」ト修正ス